

中央近代化基金融資の公募について

令和元.6 全日本トラック協会

全日本トラック協会から、令和元年度（第43回）中央近代化基金「補完融資」並びに「燃料費対策特別融資」の公募について次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。この融資は、全日本トラック協会からの利子補給により、長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化をはかるものです。

本制度ご利用の詳細につきましては、滋賀県トラック協会担当までお問い合わせ下さい。

第43回中央近代化基金「補完融資」推薦申込公募要綱

- 公募融資総枠 30億円 一般・物流効率化促進、中小企業高度化資金貸付対象事業の合計枠
- 公募期間 令和元年6月17日（月）から令和元年11月29日（金）まで
（但し、公募枠の30億円に達し次第申込みの受付を締め切る）
- 申込み先 各都道府県トラック協会（以下「地方協会」という）
所定の申込書により公募期間満了までに、各地方協会へ申込むこと。

●推薦対象者

地方協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）（以下「事業者」という）であって、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）の取引資格があるもの（予定を含む）。

●推薦対象事業

- (1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - 1) 近代化・合理化のための事務機器（コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金を含む。
 - 2) 設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
 - (2) 福利厚生施設の整備に要する資金（男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む）
 - (3) 荷役機械購入に要する資金（テールゲートリフターの設置を含む）
 - (4) 車両購入及び改造は除く。
- (注1) 推薦融資の対象となるのは、令和元年度において投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。ただし、2ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、令和2年度までの資金も推薦対象とする。
- (注2) 自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成31年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」または「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済および当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。
- (注3) 推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる。

●推薦融資の条件

(1) 融資限度

◆《一般・物流効率化促進》

事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、申込み事業者の令和元年度以降の投資額の30%以内（投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円）ただし、未払金額の範囲内。

(2) 融資利率

取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。

(3) 償還期間

10年以内（法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内）ただし、主設備と同時に付帯設備投資（事務機器・荷役機械等）をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。

(4) 据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内（初回元金償還日が貸出日から6ヶ月以内）

(5) 償還方法

月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還とする。
ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。

(6) 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

(7) 再融資の制限

- 1) 事業者が再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る。但し、高度化事業に係る融資については、この限りではない。

●利子補給

(1) 利子補給率

(公社)全日本トラック協会は、この融資を借受けた事業者に対し、その利子負担を軽減するため下記の利子補給を行う。

借入者	共同体・個別企業体
利子補給率	年0.3%

(2) 利子補給限度額

1事業者に対する利子補給は、総額で2千万円を限度とする。

●設備完成報告

設備完成（購入）後、速やかに、所定様式により報告すること。
報告が無い場合には、利子補給を行えない。

●取扱金融機関

(1) 商工中金本支店

(2) 商工中金の代理店である銀行、信用金庫もしくは信用組合の本支店。

なお、代理店の詳細は、地方協会において確認のこと。

●推薦適否決定通知（通知予定日）

第1回 令和元年 8月16日（金） 第2回 令和元年 9月13日（金）

第3回 令和元年10月18日（金） 第4回 令和元年11月15日（金）

第5回 令和元年12月20日（金）

●推薦通知書の有効期限

推薦通知書の有効期限は、下記のとおりとし、各々の推薦通知書に記載する。

令和2年3月末日

ただし、2カ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、以下のとおり。

令和3年3月末日

(注) 融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込み場合には、地方協会を通じて有効期間の延長を申し出ること。

第43回中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込公募要綱

●公募融資総枠 40億円

●公募期間 令和元年7月1日(月)から令和元年9月30日(月)まで
(但し、公募枠の40億円に達し次第申込みの受付を締め切る)

●申込み先 各都道府県トラック協会(以下「地方協会」という)を通じ
全日本トラック協会(以下「全ト協」という)宛申込み。

●推薦対象者

地方協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)(以下「事業者」という)であって、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)との取引資格がある者(予定を含む)。

●推薦対象資金

ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金。

自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金。

●推薦融資の条件

(1) 融資限度

個別企業体・共同体とも 2千万円 (地方協会の限度額とは別枠とする。)

(2) 融資利率

取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による。

(3) 償還期間

5年以内 但し、自家用燃料供給施設は8年以内(据置期間6ヶ月以内)。

(4) 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

●利子補給

(1) 利子補給率

借入者	共同体・個別企業体
利子補給率	年0.3%

●設備完成報告

設備完成(購入)後、速やかに設備完成報告(様式18号)により報告すること。

報告が無い場合には、利子補給を行えない。

また、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも購入した事業者の名義にする必要がある。

●取扱金融機関

(1) 商工中金本支店及び商工中金の代理店

●推薦適否決定通知(通知予定日)

第1回 令和元年8月16日(金) 第2回 令和元年9月13日(金)

第3回 令和元年10月18日(金)

●推薦通知書の有効期限

推薦通知書の有効期限は、下記のとおりとし、各々の推薦通知書に記載する。

令和2年3月末日